

## 標準教科用拡大図書の発行等に関する法律案要綱

### 第一 目的（第一条関係）

この法律は、標準教科用拡大図書の発行について定めるとともに、標準教科用拡大図書以外の教科用拡大図書等の作成のための電磁的記録の提供について必要な措置を講ずることにより、教科用拡大図書等の供給を推進し、もって視覚障害を有する児童及び生徒の教育の機会均等に資することを目的とすること。

### 第二 定義（第二条関係）

- 1 この法律において「検定教科用図書等」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいうこと。
- 2 この法律において「教科用拡大図書」とは、政令で定める程度の視覚障害（以下「視覚障害」という。）を有する児童及び生徒の学習の用に供するため、文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書をいうこと。
- 3 この法律において「教科用点字図書」とは、視覚障害を有する児童及び生徒の学習の用に供するため、点字により検定教科用図書等を複製した図書をいうこと。

- 4 この法律において「指定種目」とは、検定教科用図書等の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいうこと。
- 5 この法律において「標準教科用拡大図書」とは、指定種目の検定教科用図書等に係る教科用拡大図書であって、文部科学省令で定める基準に適合するものをいうこと。
- 6 この法律において「発行」とは、図書を製造供給することをいうこと。
- 7 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式（以下「電磁的方式」という。）で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいうこと。

### 第三 標準教科用拡大図書の需要数の報告（第三条関係）

- 1 市町村の教育委員会並びに国立学校及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用拡大図書の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならないこと。
  - ① 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校（特別支援学級を除く。）について採択された検定教科用図書等に係る標準教科用拡大図書であって、これらの学校に在学する視覚障害を有する児童及び

生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの

- ② 特別支援学校及び特別支援学級について学校教育法附則第九条に規定する教科用図書として採択された標準教科用拡大図書

2 都道府県の教育委員会は、1の①及び②に掲げる標準教科用拡大図書の都道府県内の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならないこと。

#### 第四 標準教科用拡大図書の発行等（第四条関係）

- 1 指定種目の検定教科用図書等の発行を担当する者であって、教科書の発行に関する臨時措置法第八条の発行の指示（以下「発行の指示」という。）を承諾したもの（以下「発行者」という。）は、文部科学省令で定めるところにより、当該指定種目の検定教科用図書等に係る標準教科用拡大図書の発行の準備をしなければならないこと。
- 2 文部科学大臣は、第三の2による報告に基づき、発行者にその発行をすべき標準教科用拡大図書の種類及び部数を通知しなければならないこと。
- 3 発行者は、2による通知を受けたときは、文部科学省令で定めるところにより、標準教科用拡大図書

の発行をしなければならないこと。

4 発行者は、標準教科用拡大図書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

5 文部科学大臣は、必要に応じ、発行者に対し報告を求め、又はその業務の履行の状況を調査することができること。

#### 第五 標準教科用拡大図書以外の教科用拡大図書等の作成のための電磁的記録の提供（第五条関係）

1 発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする指定種目の検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣に提供しなければならないこと。

2 文部科学大臣は、1により提供を受けた電磁的記録を、それを適切に利用して標準教科用拡大図書以外の教科用拡大図書又は教科用点字図書を作成すると認められる者に提供するものとする。

3 発行者は、1により文部科学大臣に電磁的記録を提供することを目的とする場合には、その発行をする指定種目の検定教科用図書等に掲載された著作物を電磁的方式により複製することができること。

4 文部科学大臣は、2によりそれを適切に利用して標準教科用拡大図書以外の教科用拡大図書又は教科用点字図書を作成すると認められる者に1により提供を受けた電磁的記録を提供することを目的とする

場合には、指定種目の検定教科用図書等に掲載された著作物を電磁的方式により複製し、及びその複製物を当該者に提供することができること。

#### 第六 発行の指示の停止等（第六条関係）

- 1 文部科学大臣は、発行者が第四の1若しくは3又は第五の1に違反していると認めるときは、当該発行者に対し、当該違反に係る指定種目の検定教科用図書等について、その後一年間、発行の指示を行わないことができること。
- 2 文部科学大臣は、1に基づく処分をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、告示しなければならないこと。
- 3 2の告示があったときは、当該告示に係る指定種目の検定教科用図書等の採択は、当該告示に係る1に基づく処分を受けている発行者以外の者が発行をする検定教科用図書等のうちから行わなければならないこと。

#### 第七 国の補助（第七条関係）

国は、発行者に対し、政令で定めるところにより、第四の1による標準教科用拡大図書の発行の準備に

要する費用を補助すること。

#### 第八 施行期日等（附則関係）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び標準教科用拡大図書から適用すること。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。